

新たな原料原産地表示制度 による表示の具体例

【醸造酢】

「原料の生産地表示」をする場合の表示例

《例1：原料原産地名欄による表記》

名称	穀物酢
原材料名	穀類（小麦、米、コーン）、アルコール、食塩、酒かす
原料原産地名	カナダ、アメリカ（小麦）
酸度	4.2%
内容量	900ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

（対象となる原材料）

✓ 原原-9

（まとめ書き）

✓ 原原-15・16・17・19

（表示箇所及び表示方法）

原原-30

（継ぎ足して製造）

原原-41・42・43・44

（中間加工原料）

原原-47

（中間加工原料の又は表示）

原原-63

（製造が長期間のもの）

✓ 加工-58・210

（濃縮や乾燥原料の考え方）

「原料の生産地表示」をする場合の表示例

《例2：原材料名欄に括弧書きで表記》

名称	米酢
原材料名	米(日本、タイ)、アルコール
酸度	4.5%
内容量	900ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

食品表示基準Q&A 関連項目

- 原原-2
(対象となる原材料)
- ✓ 原原-15・16・17・19
(表示箇所及び表示方法)
- ✓ 原原-30
(継ぎ足して製造)
- 原原-41・42・43・44
(中間加工原料)
- 原原-47
(中間加工原料の又は表示)
- 原原-63
(製造が長期間のもの)
- ✓ 加工-58・210
(濃縮や乾燥原料の考え方)

「中間加工原料の製造地表示」をする場合の表示例

《例3:「中間加工原料の製造地表示」を原材料名欄に括弧書きで表記》

名称	醸造酢
原材料名	アルコール（国内製造）、穀類（小麦、米、コーン）、食塩、酒かす
酸度	4.2%
内容量	900ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

食品表示基準Q&A 関連項目

原原-2

（対象となる原材料）

原原-15・16・19

（表示箇所及び表示方法）

原原-30

（継ぎ足して製造）

✓ 原原-41・42・43・44

（中間加工原料）

原原-47

（中間加工原料の又は表示）

原原-63

（製造が長期間のもの）

加工-58・210

（濃縮や乾燥原料の考え方）

「中間加工原料の製造地表示」をする場合の表示例

《例4:「中間加工原料の製造地表示」の原料原産地名欄による表記》

食品表示基準Q&A 関連項目

名称	りんご酢
原材料名	りんご果汁
原料原産地名	中国製造
酸度	5.0%
内容量	900ml
賞味期限	平成29年12月31日
保存方法	直射日光を避けて保存してください
製造者	〇〇株式会社 東京都中央区日本橋小伝馬町●-●-●

原原-2

(対象となる原材料)

原原-15・16・19

(表示箇所及び表示方法)

原原-30

(継ぎ足して製造)

✓ 原原-41・42・43・44

(中間加工原料)

原原-47

(中間加工原料の又は表示)

✓ 原原-63

(製造が長期間のもの)

加工-58・210

(濃縮や乾燥原料の考え方)

(参考 1) 別記様式 1 (第 8 条関係) 一括表示様式

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者

備考(抜粋)

- 1、「名称」に代えて、「品名」、「品目」、「種別」又は「種別名称」と表示することができる。
- 2、添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 3、原料原産地名については、事項欄を設けずに、対応する原材料名の次に括弧を付して表示することができる。
- 4、消費期限に代えて賞味期限を表示すべき場合にあっては、「消費期限」を「賞味期限」とする。
- 5、食品関連事業者が、販売業者、加工業者又は輸入業者である場合は、この様式中の「製造者」をそれぞれ「販売者」、「加工者」又は「輸入者」とする。
- 6、原材料名、原料原産地名、内容量及び消費期限又は賞味期限を他の事項と一括して表示することが困難な場合には、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。
- 7、消費期限又は賞味期限の表示箇所を表示して他の箇所に表示する場合において、保存の方法についても、表示事項を一括して表示する箇所にその表示箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。
- 8、第8条第4号の規定に基づき名称を商品の主要面に表示した場合は、この様式中、名称の項目を省略することができる。内容量、固形量又は内容総量を名称とともに主要面に表示した場合も同様とする。
- 9、第3条第2項の表の上欄に掲げる食品に該当しない食品にあっては、同表の中欄に定める事項、第3条第3項により省略できる事項又は第5条の規定により表示しない事項については、この様式中、当該事項を省略する。
- 10、この様式は、縦書とすることができる。
- 11、この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。
- 12、不当景品類及び不当表示防止法第11条第1項の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に表示することができる。

(参考2) 業務用加工食品について

○容器包装に表示が必要な表示事項 【別表第23に掲げる事項】(抜粋)

●名称(※1)
●保存方法
●消費期限又は賞味期限
●添加物(※2)
●製造所等の所在地及び製造者等の氏名又は名称
●アレルギー

○容器包装の他、送り状、納品書等又は規格書等に 表示できる表示事項【別表23に掲げる以外の事項】

●原材料名(※2、※3)
●原料原産地名(※4)
●食品関連事業者の氏名又は名称及び住所
●原産国名(輸入後にその性質に変更を加える 業務用加工品を除く)

※1：容器包装に入れないで販売される業務用加工食品の場合、送り状、納品書又は規格書等に表示が必要

※2：重量に占める割合は高い順が分かるように表示

※3：容器包装入り加工食品の複合原材料において「その他」と表示される原材料は「その他」表示可能、省略できるものは省略可能

※4：原材料の占める割合については、割合の高い原産地が分かるように表示

<食品表示基準第10条第1項、第2項、及び第3項並びに第13条>